

尾張旭市選挙管理委員会（平成29年第5回）会議録

- 1 開催日時
平成29年10月9日（月）
開会 午前9時
閉会 午後9時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 303会議室
- 3 出席委員
委員長 玉置民夫
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子、三浦一輝
- 7 議題
第33号議案 選挙人名簿の登録について
第34号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	ただいまから第5回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、第48回衆議院議員総選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
委員長	改めましておはようございます。 （委員長あいさつ） それでは、早速次第の2「議題」に入らせていただきます。 第33号議案「選挙人名簿の登録について」、第34号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、

	<p>一括して事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第33号議案、第34号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第33号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成29年10月9日選挙時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、平成29年10月9日を登録基準日及び登録日としまして、平成29年9月1日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成11年9月3日から平成11年10月23日までの出生者、住所要件が、平成29年6月2日から平成29年7月9日の転入者ということになります。</p> <p>次に第34号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、9月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p>

	<p>ます。</p> <p>このため、今回抹消される方は、平成29年9月1日から平成29年10月8日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成29年5月1日から平成29年6月8日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第33号議案及び第34号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
	<名簿確認>
委員長	では、第33号議案及び第34号議案について、何かご質問等はありませんか。
	<なし>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第33号議案及び第34号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第33号議案及び第34号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 次回日程確認</p> <p>平成29年10月10日（火） 午後7時から</p> <p>303会議室</p> <p>今後の選挙管理委員会のスケジュールを説明</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>